

所管事項調査②

目次

- 1 令和3年4月の組織改正について …… 1 ページ
- 2 訴訟の現況について(怠る事実の違法確認請求事件) …… 2 ～ 7 ページ

1 令和3年4月の組織改正について

(1) 経緯

行政サテライト機能再編成については導入後約3年半を経過し、地域のまちづくり活動や福祉の支援など、生活に密着したものとして一定市民に定着してきた。

その一方で地域整備分野において、多発する災害に対応するため、令和3年4月に組織の改正や組織規則の見直しを行った。

ア 災害時の体制強化

大規模災害時の体制強化を図るため土木防災課を創設し、情報共有や支援体制を土木部が指揮し、総合事務所は現場対応に専念できる体制を整備した。

イ 専門技術を有する職員の育成

河川、急傾斜地等に係る業務は、専門的な技術力や経験が特に必要で、組織として蓄積、維持、継承すべき一定の専門性があることに鑑み、計画から設計、施行までを本庁部門で全市的に一元管理する、分掌事務の見直しを図った。

(2) 主な分掌事務について

